⑵　［略］

［ホ～ト　略］

［二～三の二　略］

三の三　第二号の五様式により作成した有価証券届出書　次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　提出会社が組織再編成（法第二条の三第一項に規定する組織再編成をいう。）を行う会社以外の会社である場合には、当該組織再編成を行う会社の定款

［三の四～八　略］

２　次の各号に掲げる書類には、当該各号に定める翻訳文を付さなければならない。

一　前項第四号、第五号、第六号及び第七号に定める書類であつて日本語により記載されていないもの　日本語による翻訳文

二　前項第五号の二、第六号の二及び第八号に定める書類であつて日本語又は英語により記載されていないもの　日本語又は英語による翻訳文

（有価証券届出書の自発的訂正）

第十一条　提出した有価証券届出書又はその添付書類につき、法第七条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により訂正届出書を提出すべきものとして内閣府令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

［一・二　略］

三　第九条各号に定める事項で当該有価証券届出書に記載しなかつたものにつき、その内容が決定したこと。

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

第十二条　法第十三条第二項第一号イ⑴（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定及び第二十一条第二項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一　内国会社　次に掲げる事項

［イ～ト　略］

二　外国会社　次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、イに掲げる事項に相当する事項

ヘ　外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、ニに掲げる事項に相当する事項

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十三条　法第十三条第二項第一号イ⑵（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　届出目論見書　次に掲げる事項

イ　［略］

⑵　［同上］

［ホ～ト　同上］

［二～三の二　同上］

三の三　［同上］

イ　［同上］

ロ　提出会社が組織再編成（法第二条の二第一項に規定する組織再編成をいう。）を行う会社以外の会社である場合には、当該組織再編成を行う会社の定款

［三の四～八　同上］

２　［同上］

一　第一項第四号、第五号、第六号及び第七号に定める書類であつて日本語により記載されていないもの　日本語による翻訳文

二　第一項第五号の二、第六号の二及び第八号に定める書類であつて日本語又は英語により記載されていないもの　日本語又は英語による翻訳文

（有価証券届出書の自発的訂正）

第十一条　［同上］

［一・二　同上］

三　第九条各号に掲げる事項で当該有価証券届出書に記載しなかつたものにつき、その内容が決定したこと。

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

第十二条　法第十三条第二項第一号イ⑴（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定及び第二十一条第二項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一　内国会社

［イ～ト　同上］

二　外国会社

［イ～ニ　同上］

ホ　外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、イに定める事項に相当する事項

ヘ　外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、ニに定める事項に相当する事項

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十三条　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］